

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	過積載管理システムファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通指導課	
個人情報ファイル等の利用目的	過積載に係る指示、自動車の使用制限等に関する事務を適正に行うため	
記録項目	1 事件番号、2 検挙日時、3 車両番号、4 車両の種別、5 車両の種類、6 検挙路線種別、7 現場措置、8 積載物、9 最大積載量、10 特殊車両の許可等、11 不正改造、12 検挙積載量、13 違反種別、14 運転者氏名、15 生年月日、16 免許証番号、17 運転者住所、18 整理番号、19 使用者氏名、20 使用者住所、21 使用の本拠、22 連絡先、23 荷送人、24 荷受人	
記録範囲	違反者、使用者	
記録情報の収集方法	違反者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) ① 千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ② 千葉県下39警察署の警務課	
	(所在地) ① 〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html (千葉県警察ホームページ) 参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—